

地域再生中小企業創業助成金の 支給額・支給要件が変わります(平成23年6月1日より)

「地域再生中小企業創業助成金」は、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の重点分野（地域再生分野）で創業を行う中小企業事業主の方々に対し、その創業経費および労働者の雇入れ経費を支援する助成金です。

変更内容

1 助成対象となる分野(地域再生分野)が、6分野から3分野になります

愛媛県の地域再生分野は、

①社会保険・社会福祉・介護事業 ②情報サービス業 ③食料品製造業

2 支給額が変更になります

○創業経費に対する助成について

創業・雇入支援対象労働者が

5人以上の場合 **500万円**

5人未満の場合 **300万円**

UIターンによる創業の場合は、第1種と同額

○創業経費に対する助成について

創業・雇入支援対象労働者が

5人以上の場合 **250万円**

5人未満の場合 **150万円**

UIターンによる創業の特例を廃止

3 雇入れ奨励金に新しく要件が加わります

〔雇入れ奨励金 労働者1人当たり30万円〕

◇ 支給申請日において助成金の対象労働者を2人以上、現に雇用していること
対象労働者は、

◇ 雇い入れ当初より雇用保険の一般被保険者であり、雇用期間の定めのない労働者として6カ月以上雇用されており、1週間の所定労働時間が30時間以上であること

◇ 一般公募など通常の採用手続きを経て採用していること

4 追加創業支援金は廃止します

※新制度による支給対象は平成23年6月1日以降に創業した事業主となる予定です。
詳細は、お近くの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

地域再生中小企業創業助成金のご案内

「地域再生中小企業創業助成金」は、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の重点分野（地域再生分野）で創業を行う中小企業事業主に対し、その創業経費および労働者の雇入れ経費を支援する助成金です。

創業支援金	雇入れ奨励金
•対象経費の1/3 •上限金額 雇入れ5人以上 250万円 雇入れ5人未満 150万円	雇入れ労働者1人当たり 30万円

◆受給するには、以下を含むいくつかの要件を満たす必要があります

- 雇用保険の適用事業主（中小企業事業主）であること
- 創業から6カ月経過する日までに、事業計画の認定申請を行っていること
- 重点分野（地域再生分野）に該当する事業を行っていること
- 支給申請日において、助成金の対象労働者を2人以上、現に雇用していること
- 雇い入れた労働者は、雇い入れ当初より、雇用保険の一般被保険者で、雇用期間の定めがないこと
- 雇い入れた労働者の1週間の所定労働時間が30時間以上であること
- 雇い入れた労働者は、一般公募など通常の採用手続きを経ていること

愛媛県の 地域再生分野

1. 社会保険・社会福祉・介護事業

2. 情報サービス業

3. 食料品製造業

※詳細は、お近くの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省、愛媛労働局、ハローワーク